

広島県告示第五百九十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定によって、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出があった。

平成二十一年六月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	所在地		自立支援医療の種類	変更年月日
	新	旧		
西条あんず薬局	東広島市西条町 助実一八五二― 一	東広島市西条町 助実一八五四― 一	精神通院医療	平成二十一年四月六日